

消防団員が在籍している事業所の皆様へ

「岐阜県では消防団員の確保に取り組む事業所を、事業税の減税・報奨金の交付により応援します」

制度を利用するには・・・


- ①基準日（減税制度：事業年度の終了日 報奨金制度：申請年度の4月1日）までに以下の2点を完了させてください。
 - ・市町村から「消防団協力事業所表示制度」の交付を受ける。
 - ・消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備する。
- ②申請時期になったら、必要な書類をまとめて県の窓口へ提出してください。（飛騨総合庁舎内 飛騨県事務所）

※詳細は岐阜県のHPに掲載してあります。

制度を利用できるか等については下記の窓口までご相談下さい。

●減税制度・報奨金制度についてのお問い合わせ
 飛騨県事務所 TEL 0577-33-1111（内線232）
 小坂町商工会 TEL 0576-62-2176

●「消防団協力事業所表示制度」についてのお問い合わせ
 下呂市消防本部 TEL 0576-25-6177



消防団員の確保に取り組む企業・個人の皆さまを応援しています R1.6
岐阜県 飛騨県事務所

	減税制度	報奨金制度
制度利用のメリット	事業税額の2分の1(上限100万円)を控除 ※消防団員数が従業員数の1割以上の場合、上限200万円	事業所内で過疎地域の消防団員が純増した場合、一人につき10万円を企業(個人)へ交付 ※前年度の4月1日からの1年間で純増したか判断
制度を利用するには	次の要件を満たす証明書等の書類をまとめて県の窓口へ申請してください。(詳細は県HP) ※要件を基準日において満たしている必要があります。(減税:事業年度終了日 報奨金:申請年度の4月1日) 1 県内の全ての事業所が「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること 2 消防団活動に配慮した規定を整備していること	
	3 県内の事業所における従業員のうち、消防団員が1名以上いること	3 前年度より「過疎地域の消防団員」が純増していること 4 事業税の課税業種であること
対象期間(現時点)	企業・・・令和2年3月31日までに終了する事業年度 個人・・・平成31年	平成31年度(令和元年度)
申請時期	企業・・・事業年度の終了日から一ヶ月以内 個人・・・12月31日から3月15日(所得税申告)	5月1日から7月31日

制度の利用状況


☆減税制度は約4割、報奨金制度は約7割の件数が、飛騨地域の企業・個人の皆さまからの申請です。

減税制度の認定件数(飛騨地域)

H28	126
H29	211
H30	241

報奨金制度の認定件数(飛騨地域)

17件(H30)



お問い合わせ先

(飛騨総合庁舎内) 飛騨県事務所
 振興防災課 振興防災係
 TEL 0577-33-1111 (内線232)

岐阜県 消防 減税/報奨金